

# 議員定数のあり方に関する 調査特別委員会会議録

令和5年10月23日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 15:00

## 【 案 件 】

1. 議員定数のあり方について
2. 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

---

### ○委員長

ただいまから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。

本日の進め方ですが、まず、9月20日の委員会において要求のあっておりました資料の準備ができていますので、事務局に説明させます。

次に、前回の委員会において「アドバイザーの設置」及び「アンケートを行うことを決定しておりますので、本日は、それぞれの実施案の詳細について協議を進めさせていただきたいと思っております。

まず、提案者から実施案を提出していただき、提出者への質疑があれば、お受けしたいと考えておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

それでは、まず、提出資料について、補足説明を求めます。

### ○議会事務局次長

それでは、議員定数の検討に関して専門家を活用した市議会に対しまして、その具体的な内容について回答をお願いし、一覧表としてまとめましたので、ご説明いたします。

提案者から示されました市議会について、それぞれ確認しましたところ、「地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用」として議会の議決を経て調査を行ったものと、これによらず調査を行ったものと2種類ございましたので、一覧表を2つに分けて作成をいたしました。

まず、「地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用」の調査表をご覧ください。

議決年月日の古いものから、熊本市議会、可児市議会、松阪市議会、再び可児市議会、寝屋川市議会、北上市議会と6件ございますが、可児市議会が2件ございますので、実質的には5市議会となります。

調査項目につきましては、左から順に、都道府県名、市区名、議決年月日、議決事項、専門的知見の活用に至った経緯、調査報告として1番目に報告の方法、2番目に報告年月日、3番目に資料等の有無、調査費用として1番目に金額、2番目に支出項目、3番目に内訳、最後に調査結果に基づく定数改正の有無でございます。

次に、「議員定数の検討にかかる有識者等の活用に関する調査表」をご覧ください。

これにつきましても時期の古いものから、所沢市議会、京都市会、山陽小野田市議会、名護市議会、近江八幡市議会の5件となっております。

調査項目につきましては、左から順に、都道府県名、市区名、審議会等の名称、設置期間等、審議事項・意見聴取事項等、有識者の構成、設置及び有識者選出の法的根拠、審議会等の設置または意見聴取を行うに至った経緯、調査報告として1番目に報告の方法、2番目に報告年月日、3番目に資料等の有無、調査費用として1番目に金額、2番目に支出項目、3番目に内訳、

最後に調査結果に基づく定数改正の有無でございます。

説明は以上となりますが、サイドブックスにはこの2つの一覧表のほかに、それぞれの市議会から受領しましたり、ホームページ上で入手しました調査等の報告書のデータを入れております。それぞれについての説明は省略させていただきます。

また、要求された資料ではございませんが、別に、委員長の指示により1枚、福岡市ほか13市議会における議員定数にかかる特別委員会の資料が掲載されたホームページのURLの一覧表を提出しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

よろしいですか。

それでは次に、アドバイザーの設置について、補足説明をお願いいたします。金子委員、小幡委員、こちらのほうからお願いいたします。

○金子委員

私たちのほうから、議会アドバイザーについて、さらに具体的に提案させていただきます。今回、私たちの提案する議会アドバイザーの件ですが、まずは要綱にございましたように、所掌事務に関しましては、議員定数のあり方について調査研究の上、報告等することとなっております。そこで、具体的な所掌事務はどのようなものかと考えましたところ、1つは、①講演会、または学習会とも言えると思いますが、それを実施する。そして2番目に、3月から5月末を目途にアドバイザーの報告書を作成していただく。3つ目、必要に応じて運営等に関してアドバイスをいただく。これに関しましては、ほかの委員からアドバイザーの所掌事務について具体的な提案を受けましたら、その都度やっていただこうと思っております。

今回の、今日からしなくてはいけないことに関しましては、アドバイザーの選考スケジュールについてお伝えいたします。1つは、今日、10月23日は、アドバイザーの選考について説明をさせていただきます。2つ目、10月31日、1週間後になりますけれども、各党派また各委員からアドバイザーについて、議会アドバイザー推薦書、次のページに載っておりますけれども、それを提出していただきます。そして3つ目、次回の委員会にて選考する。できれば早いほうがいいと思いますので、11月中旬にアドバイザーを決定してはどうかと思っております。以上です。

○委員長

提出者への質疑がありましたらお受けいたします。質疑はありませんか。

○道祖委員

確認でございますけど、この議会アドバイザーの選考と言われておりますけれども、選考も、どういう方を適任として選ぶのか、その範囲を再度、確認したいんですけれど。学識経験者のみなのか、学識経験者とするならば、どの範囲、例えば飯塚市居住の方なのか、福岡県居住なのか、全国居住の方なのか、そういう範囲はどうするのか。なぜかと言いますと、いろいろな日程都合とか、費用の問題とか生じると思いますので、その辺については、どういう方々を選考していくのかですね。というのは、ここに書いております議会アドバイザー推薦書を出していただくということになっておりますけれども、その範囲を示していただかないと、私どもも、どなたを選考するというような、お願いするとか、そういうことができませんので、推薦するとかいうことができませんので、その辺をどう考えられるのか。

○金子委員

質問ありがとうございます。議会アドバイザーに関しましては、各党派、各委員から推薦していただければ、その都度考えればよいと思いますので、場所に関して飯塚市内とか、福岡県

とかということ、こちらからお示しすることはございません。

#### ○道祖委員

だから、各委員が一人一人選んできて、その選考基準がないからね、どうしましょうと。そのときそのとき1人を、この人は、例えば、大学でもちょっと考え方が違うんじゃないとか、いろいろあるじゃないですか。その基準を決めとかなないと、みんなどういう方を選んでいいのかわからなくなるんじゃないですか。それを言っているんですよ。

#### ○金子委員

私たちは、前回の要綱の設置のときに承認していただいたように、議会アドバイザーに関して皆様がいいと思った方を推薦すればいいと思っておりますので、こちらから、どこに住んでいる方とか、どうでないといけないということで、私は言えないと思っております。

#### ○道祖委員

委員長、であるならばですね、提案者がおっしゃる内容は幅広いので、幅を狭める必要はないんですか。ちょっとそれは皆さんにですね、どういうふうに思っているか、各委員の考えをお尋ねしていただければ幸いです。そうすれば、その考えに従って選考する際の参考とさせていただきますので。

#### ○小幡委員

今、道祖委員が質問された範囲は、全国規模で考えております。有識者は定義がございませんので、市民を代表する議員が、この人をとられる方を推薦していただきたいと思えます。範囲については、九州内とか、本州だけとかいう限定はしておりませんので、よろしくお願ひします。

#### ○道祖委員

私ね、思うことが1つあってですね、せんだって、さきの24から28に定数を戻すときに、議運で大学の先生を何名か呼ばれて審議されておりますけれど、県内とか地元の人じゃなくてですね、全国規模で選ばれたんでしょう。それだけの学識のある方を選んだんだろうと思えますけれど、その際に、飯塚市の人口動態とかですね、財政状態とかいうことが議論されていないように、委員会の中の資料を読ませていただくと、そういうふうに関心を持ったんですけれど。飯塚市の実態が分からない人に、飯塚市の将来のあり方について、どうだこうだということをお尋ねしてもですね、余り適切な意見がいただけないんじゃないかなというような心配もするわけですよ。そういう意味では、やはり飯塚市が分かる方がよろしいんじゃないかなと、私自身は思っているんですけれど。今の提案者のご答弁では、それも含めて、どうぞ提案してくださいということですが、もし、いろんな方が選ばれて、その方に対して当然資料は出されると思えますけれど、そのアドバイザーに対して出す資料等については、どういうふうを考えておられるのか、今、考えがあるならお示しいただきたいと思えます。

#### ○金子委員

いろいろご意見ありがとうございます。今、質問委員が言われたように、思われる提案をされたらいいと思えます。そしてまた、ほかの方もいろいろ知り合いがいらっしゃいますので、そのまま提案していただければいいと思っております。何度もすみません、同じことを言いますが、お願いいたします。

#### ○小幡委員

ちょっと補足します。各委員、推薦しますよね。どの方かというのは、複数になれば、3名以内ということになっておりますので、どういう選び方をするかも決めなくちゃいけないんですけれども、資料はですね、今、道祖委員おっしゃったとおり、当市のあらゆる資料は揃えたいと思っております。具体的な例は差し控えますが、飯塚市の資料を各委員さんにはしっかりと提示して検討していただきたいと。本市のこともありますでしょうし、知識が豊富な方を選べば、全体的な各自治体の定数に関わる流れを経験された方のいろんな考え方も、アドバイスと

して一緒に受けたいと思っております。いいですかね。

#### ○道祖委員

参考までにですね、事務局にお願いですけど、以前、議会運営委員会で、24から28にしたときに出了た資料というのがあると思うんですけど、どういう資料が出了たかですね、用意をしていただけないかと思ひますけれど、そういうことは事務局できますか。

暫時休憩いたします。

休憩 10:14

再開 10:16

委員会を再開いたします。

#### ○議会事務局次長

ただいま道祖委員のほうから要求がございました、前回、議会運営委員会の中で、参考人としてお呼びした専門家の方に対して、どのような形で、資料を含めて依頼をしたかという資料を、今すぐは無理ですけども、どういった資料でお願いしましたというのを、提出させていただきますか。

#### ○委員長

ただいま道祖委員から要求されました資料について、要求することに、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

よって、ただいまの資料は要求することに決定いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

#### ○瀬戸委員

アドバイザーなり学識経験者ということでしょうけど、どういう方がおられるかが全く私たち分からないんですよ。だから今、他市町村を見ると、名前がいろいろ、大学の教授とかいろいろ出していますし、野村先生の名前も出していますし、そういう方たちを1度、どういう方がおられるのか、提案者のほうで挙げてもらって、それで、どういう審議をされてきたのかとか見てみて決めないと。自分で探して見つけるようなことを、ちょっと、僕はですよ、僕は難しいかなと思ひているんですけど、そういうことができますか。全体、こういう方がいらっしやいますよというのを集めてもらって、こういう方はこういうところでやっていますよみたいな。それか提案者のほうは、誰かもうアドバイザーとして推薦されるような方は決まっていますか。

暫時休憩いたします。

休憩 10:18

再開 10:21

委員会を再開いたします。

#### ○金子委員

私たちの意見といたしましては、やはり皆さんからいろいろ出していただくほうが、いろんな考えが、多様な意見が出てきて、そこからのほうがいいかなと思ひましたので、こちらから誰がいいとかいうような形のほうが、違和感があるなと思ひておりますので、大変かと思ひますが――、(発言する者あり)

#### ○委員長

瀬戸委員の質疑に対する答弁です。(発言する者あり)どうぞ、金子委員。

#### ○金子委員

瀬戸委員が言われたのは、自分一人でこの短時間の間に、いろんな人を決めるのが、個人的には難しいのではないかという質問だったと思うんですけど、よかったですかね。私もそれもそうかなと思ひますけども、一部の人がこの人たちでどうですかというよりは、それぞれ皆さ

んに出してもらって、そこから挙げたほうが、やはり多様性に富んだものがあると思いますので、大変かと思いますが、調べていただくほうがよいかと思っております。なので、私たちのほうから、この人でどうですか、この中から選んでくださいというのは難しいなど。ということで、私たちは自分たちのほうから出すということが難しいという返答です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

まずちょっと、休憩中のところの質問を改めてなんですけれども、外部の方をお願いするというときには、こんな仕事があって、大体、月にこのぐらい来ていただいて、幾らぐらいです。あるいは費用はこれだけお支払いしますみたいなものをもって、ちょっとご相談しないといけないかなと思ってまして、まず、それが明確じゃないと、やっぱり探しづらいなと思っております。この点はいかがでしょう。

○小幡委員

確かに藤間委員のおっしゃるとおりだと思います。提案者、我々2人の考えとしては、日にはちょっと置いたとして、それぞれの委員から推薦いただくと。その選考段階においてですね、仮に10人出てきたと——、（発言する者あり）

まずは、今日の段階では推薦者をとということですので、それぞれこの人がよかろうということを出していただく予定ではありました。その10人の中から選考するに当たって、そのときに、費用が幾らとか、どれぐらいの、今質問されたような頻度で来ていただくとかいうのを決めながら、選任して行って、先方には、ですから、打診はその後の予定でおりましたので、今言う出張旅費とかですね、報酬については、飯塚市で決まり事があると思いますので、それを認識しながら、先方に来ていただけるように説得というか、ご案内をしようかと思っておりますので、今日の段階ではちょっと資料を持っておりません。

○藤間委員

すみません、同じ質問を繰り返します。人に何か依頼するときには、大体このぐらいのお仕事を、このぐらいの頻度で、こういった報酬でというのがないと、お願いしにくいんじゃないかなと思ってまして、すなわち、それが無い状態で期限が来てしまっても、何も動けないと。逆に言えば、もし、今回の案をつくっていらっしゃるって、小幡委員、金子委員に何かこういうアイデアがあって、こういう人という人選が頭の中にあるとすれば、我々ほかの人間からすれば、この人が適任なんじゃないかなと思って、選べないまま10月31日が来てしまうと思っております。

もう少し申し上げますと、例えば、大学の教授で、月曜から木曜まで授業があって、金曜だけ空いていますみたいな、そんな方がいらっしゃるってときに、お願いしに行くと、ちょっとどれだけ来ていただけるかも、報酬も一切分からないんですけど、受けていただけますかと言っても、なかなか答えづらいんじゃないかと思っております。この点いかがでしょう。

○小幡委員

おっしゃるとおりだと思います。ですから、今回は選考までです。まだ依頼はしないでくださいという提案です。決めていませんので、まずは名前だけでも挙げていただきたいという趣旨でございます。

○藤間委員

お名前を挙げるというのは、この全員の委員会で挙げるということでしょうか、お名前を挙げるというのは、もう少し補足しますと、お名前を挙げたときに、例えば本人としては全く受ける意思がないとしても、ここでお名前を挙げるということなんでしょうか。

○委員長

藤間委員、提案者が出しているペーパーに所掌事務であったりとか、どういうふうな形の提

出に関しては書いてございます。ご一読いただけましたらと思います。

○藤間委員

その上で、ちょっとこれは私の意見というか、要望なんですけれども、選考のご提案をするに当たっては、やっぱり一定の、こういうことがあったら受けていただける可能性があるかというのを踏まえて出さないといけないんじゃないかと思っております。実現可能性がない提案を出しても仕方がないと。そういった中で、やはり、大体どのぐらいのお仕事で、どのぐらいの報酬で、どのぐらいの頻度で来ていただけるのかというのを、まず明確にさせていただく。明確にした上で、2週間の時間をいただく。このぐらいで切っていただかないと動けないなと思っております。ちょっとこちらはご提案といいますか、これはお2人にお諮りするののか、委員全員にお諮りするののか分かりませんが、条件の明確化をして2週間がないと動けないなというのは思っております。

○小幡委員

日にちにおいては決めたことではありませんので、今、藤間委員がおっしゃったとおり、委員会で必要な日にちは確保されて構わないと思っております。それを提案して、委員長のほうに諮っていただければと思っております。

○藤間委員

ここは議会の場ですので、ご意見をお聞きしたい。すなわち、まだ外部に対してどんなお仕事で、どんな報酬かというのが決まっていないこの状態で、10月31日までに推薦する方を出してほしいというのは、これは合理的な、あるいは私たちにとって、ほかの議員にとって配慮がある提案と考えていらっしゃるのか、お考えを聞かせてください。

○小幡委員

先ほど申しましたとおり、配慮があるないは別にしてですね、日にちがこれぐらい要するという意見があれば、それに従うつもりでおりますので。あくまでも提案でございますので、今、藤間委員が言われたとおり、皆さんが2週間ほしいと、もしくは10日ほしいというような意見があれば、それに従いますので、皆さんの総意の下で決めたいと思っておりますので、委員長に諮られたらいかがでしょうかと、先ほど返答したつもりなんですけど、よろしいでしょうか。

○藤間委員

ご質問としては、意見をお伺いしています。すなわち、3回目の質問になります。外部の方に対して、どんな仕事で、どんな報酬かというのが一切ない状態で、10月31日と期限を区切ったご提案をされております。このご提案については、やはりちょっと配慮が、検討していることが落ちたというご提案と思っていいらっしゃるのか。それでもなお、ご自身としてはこの提案が正しい、皆さんに諮って、賛成多数ならやっていきたい、どう思っていますでしょうか。

○小幡委員

何も正しいとは思っておりませんので、先ほど言いましたとおり、委員会の総意で決めたいと思っておりますので、そういったご提案があれば真摯に受け止めますよ。先ほど言いましたとおり、あくまでも28人委員がおりますので、近大のこの先生がよかろうというような提案をしてくださというレベルです。この方が本当に来られるかどうか、報酬が幾らかは、第2段階で決めていきたいという考えで提案させていただきましたので、不備があるかもしれませんが、2人の思いは、今日はそういう推薦をいただく日にちを、今日お願いしたいと。31日は限定したものでありません。あくまでも提案ですので、先ほど言いましたとおり、日にちが足りないなら、委員会の総意で決めていただきたいと思います。以上です。

○藤間委員

質問を3回繰り返しても答えていただけないと認識しています。改めて聞きます。仕事や報酬が決まっていない中、10月31日で期限を切ったご提案というのは、今をもって合理性が

あるご提案と考えておりますか。イエスかノーで聞いてみたいです。

○委員長

藤間委員、ごめんなさい、今日やっているのは、この前までに決まったのはアンケートを実施しましょうというやつと、議会アドバイザーを設置しましょうというやつが決まりました。その中で、じゃあ、どういった形でやったらいいんでしょうねという中で、提案者としては、具体的な所掌事務としては、講演会の実施と、3月から5月末を目途にアドバイザーの報告書を提出していただくこと、それと必要に応じて運営等に関してアドバイスをいただくこと、この大きく3つに関してのお仕事なのかなというふうな提案でございます。それで、選び方としては、1週間ないし、延ばしても構わないという話なんです、そういった中で、それぞれの方々が、こういった方々が適当ではないでしょうかというのをを出していただいて、それから選考してはいかがでしょうかという提案なんです。ここで、ある意味、提案に対する論破合戦をしてもしょうがないと思うんです。それを実現するために、じゃあ、こっちのほうがいいんじゃないのとかですね、そういった議論ができるのもっといいと思うんです。

○藤間委員

質問の背景としては、この議員定数の決め方については、もっとフェアにやりませんかというご提案です。なぜ、小幡委員の提案がフェアじゃないかという、条件が定まってない中で、期限を短く切ってしまうと、今、例えば政治歴が長いと、いろんな方とのつながりがあって、暗にこういう人がいいんじゃないかというお話ができたりして、そういったキャリアが長い方、あるいは既にいろんなコネクションがある方が有利になってしまう、そういったご提案だと思っております。少し問い詰めさせていただいたのは、フェアじゃないご提案をされている、そういった思いがあったので、聞かせていただきました。論破したいという意味ではなく、この議論を通じて、最初のご提案がやはりフェアじゃなかった、そういったことを言いたい意味で質問をさせていただきました。論破の意思がないことはご了承いただければと思います。

○委員長

そうしましたら、フェアにするために、1週間ではなく、やっぱり2週間ぐらい必要だよねということですよ、藤間委員からすると。あと先ほどの仕事の内容の部分なんです、今、提案3つがあっているんですけど、例えばもう少しこんなことが入るといいんじゃないでしょうかとかがあったら、付け加える部分がありましたら、それはいかがですか。

○藤間委員

まず、2週間とおっしゃいましたが、その2週間というのは、今日から2週間ではなくて、どういったお仕事をお願いするかというのをしっかりと話し合ってから2週間でございます。その点はご了承いただければと思っております。お仕事の内容については、これはぜひ皆様のご意見も聞いていただきたいんですが、例えば毎回の全員の委員会に来ていただくのか、あるいはリサーチをお願いするのか、そういったお仕事について、まずご提案者はどう考えていらっしゃるのか、それについて委員全員がどう判断するのか、この2点の議論が必要なんじゃないかなと思っております。

○委員長

そしたら、所掌事務について、もう少しお話いただいたほうがいいかもしれないですね。今、毎回来ていただくのかというふうなお話がありましたけれど、（発言する者あり）ちょっと先に答えさせてもらっていいですか。

○小幡委員

アドバイザーの出席においては、当委員会で必要に応じてと考えておりますので、委員会にも出ていただいたほうがいいと皆さんの総意があれば、必要に応じて次回と、もしくは講演会等、説明会等が必要だということになれば、アドバイザーに同席していただく。表現は悪いけど、いろんな使い回しをさせていただくアドバイザーを選任してもらいたいと思っております。

す。

#### ○道祖委員

ちょっとよく分かんないんですけど、飯塚市が、いろいろ計画をつくるときには、いろいろな方に参考意見をお聞きする、アドバイザーみたいな形で、委員会に参加してもらいますよね。そのときに、どういう形で行政はそういう方を選んでいるのかということが、それを参考にしてくださいね、お願いしていくというようなやり方があるんじゃないでしょうかね。というのは、例えばですね、地元で近畿大学があってですね、近畿大学の地方政治に詳しい方はいらっしゃると思いますし、近畿短大でもそうでございますし、九工大にしてもそうです。近いところでは福岡県立大学もありますし、九大もありますからですね。そういうところでですね、専門的な知見を持って——、私がなぜこういうことを言うかということ、瀬戸議員がおっしゃったように、私は大学の先生と、そういう学識経験者との付き合いがないからですね、今から1週間以内に探せといたら、全部大学、例えば地方政治に詳しい人をインターネットか何か使って検索していかなくちゃいけないですよ。そして、その人がどういう論文を書いているかまで見ていかなくてははいけないとかですね、そういう限られた時間の中で、誰かを推薦するためには、推薦の理由が要りますからね。そこまでやっぱり勉強していかなくちゃいけないんだろうと思うんですよ。そして推薦して、この方はこうだから、適任だと思います、そういうことをこの場で決めていかなくちゃいけない。提案した人は説明責任があるわけですよ。そう言われているんですから、決めていこうと言っているのは、ここの場で決めていくというのは、説明責任があるから誰でもいいというわけではないんですよ。

だから、私がお聞きしたいのは、行政が専門で呼ぶときの基準があるはずなんです。そして、それに対する報酬基準とか全部ありますからね、あるはずですから、その辺を1回示していただいて、そして、こういうことで選んでいくんですよというような形を見せていただければ、非常に参考になるんですが、今、ここに提案されております期限を10月31日とか言われても、今言った理由で、私はどなたを選出していいのかよく分かりません。自信を持ってこの方と。それはなぜかということ説明責任があるからですよ。提案した人はそこに座って説明をしてくださいというふうに言われて、質問されるわけですよ。そしたら、具体的に言いますと、その方に対して私はこう思っておりますから、この方をお願いしますということを行わなくてははいけません。そこまでは、説明責任が負えないからですね、1週間ぐらいでは。だから、これは、1週間はちょっと無理だと思いますよ。

それと、提案だけで、あとはここで決まった後、打診していきますということですけど、それでスケジュール的にどうなっていくのかなというのが、ちょっと分からないんですけど、分かりますか。いつまでにアドバイザーのメンバーをきちっと揃えて、アドバイザーがどういうことを、どういうものについて、どういう検討していくのかということが、よく分からないんですけど。

#### ○小幡委員

道祖委員のおっしゃることは、ごもつともだと思います。先ほど答えたのは、あくまでも提案で、31日と書いておりますが、先ほど藤間委員もおっしゃったとおり2週間必要、3週間必要というご意見があれば、委員会で決めるべきだと思っております。スケジュール感的には、11月中旬あたりまでに、次回の委員会があるのかなという想定のもとで、それまでには決めたいという要望であります。決まらなければ延びるであろうし、決まっていれば決まると。

もう1点は、おっしゃいました推薦に当たって、推薦者の履歴といいますかね、専門的知識を、こちらにも責任があるということで、検索しながらこの人がいいだろうという推薦をするに当たっての日にちを要するというのであれば、容認いたしますし、それはごもつともだと思っております。費用分担関係についてはですね、先ほども答弁しましたが、今持ち合わせておりませんので、飯塚市でそういった有識者の費用弁償の要綱があれば、ちょっとそれは調べて

おきたいと思っております。

○道祖委員

事務局にお願いします。ごめんなさいね、事務局にいろいろ仕事を言って、ごめんなさいと思いますけれど、だからね、そういう資料はあるはずですから、早急に資料を出してください。そうしないと、分からないことが多いということなんです。よく見たら、3月末から5月末にアドバイザーの報告書を作成していただくという、これだけは決まっているんですよね、これだけは。提案だからね、だからそれに合わせて人選して、何とかアドバイザーの皆さんには、何らかの飯塚市の定数についてはどうあるべきだという意見をまとめてもらうんでしょうけれど。

だから、それだけはこれを見ると分かるんだけど。だから、報酬の基準とか質問が出ているんだから、それを資料として要求させてください。そっちのほうが分かりやすいでしょう、事務局にお尋ねしますけど。いつも飯塚市が審議会等を開催するときの審議会のメンバーを選ぶ基準はどこにあるのか、その議題に対してね。それと、その際の審議会の費用弁償はどういうふうになっているのか、そういう基準が確かあったと思いますので、それを資料要求させてください。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

議会事務局にお尋ねいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料は、提出できますか。

○議会事務局次長

ただいま道祖委員から資料要求のございました件ですけど、まず市の審議会、いわゆる附属機関という形で、それぞれの決定をされた中で諮問をされているものにつきましては、附属機関に関する、正式名称が出て来ませんが、附属機関に関する条例、それから、それぞれ条例の中で附属機関の規定をしているものについては、それぞれの条例の中で規定されています。附属機関に関して、それぞれの報酬については、それぞれの規則の中で定めております。ただ、あとはですね、移動に関する部分、例えば東京都から来ていただく、そういう分については旅費条例に準じて費用弁償を支給するというふうな規定がございます。それから、謝礼金とかいう形なると、一応予算を組むときにですね、目安という形で、予算単価表という形で、目安で、大学教授であれば幾らぐらいという目安が提示されていますけど、それも必ずしもそれに限定されたものではないという状況でございます。それぞれそういう基準であったり、条例・規則がありますので、そういった資料については提出をさせていただきます。ただ、それぞれ審議会の中で、どういう形で委員を選んでいるか、それはちょっと確認してみないと分かりませんが、確認した上で出せるものであれば、提出をさせていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、議会事務局に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

今、事務局の説明を聞きながらふと思ったんですけど、審議会を設けるときにね、要綱等が設けられていますということ、確かにそうだろうなと思ったんですけど、藤間委員の質問等を聞いていて思うことは、このアドバイザー設置することについては、皆さんのご賛同をいただいて置こうという話になりましたけど、要綱等はですね、基準に対しても、報酬基準は何に使用するか、今言った事務局の説明のとおりの内容がですね、決められてないからですね、だから、あっちこっち質問が飛んでいくんだろうと思うんですよ。やっぱりこれは、アドバイ

ザーを置くについては、臨時的にでもですね、設置要綱か何か、運営基準か何か、そういうものを設ける必要はないのでしょうか。委員長にお尋ねしますけど、委員長のほうで事務局に聞いてもらわないと、私は分からないから、提案者はどう考えているか知りませんが、提案者に対しての質問じゃないんですよ。委員会運営に対しての質問です。

○委員長

今言われたアドバイザーの設置に関しては、さきの9月議会の最終日で、設置を求める決議というふうな形で決議がございました。その中に要綱の案が出ておまして、それに従いまして、先日、設置要綱を、出された決議案と同じ形で要綱を告示しております。日付についてはちょっと、すぐは、ぱっとは出てきませんが、この前、決議を行った分、ごめんなさい——、10月16日付で飯塚市議会告示第4号という形で、設置要項については決定させていただいております。すみません、ご案内すべきことでした。申し訳ありません。

○道祖委員

ありがとうございます。ちょっと私が失念しておりました。要綱は確かにあります。だけど、ここに対して、ほかのところの現状の費用弁償等が、ここに明記されていないから、やはりそのところが分からないということで質問があつていますから、先ほど資料要求して認められましたので、資料を提出していただきますようお願いいたします。それを併せ持って見ていかないと、分からないですね。はい、ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

これは委員長に対するご質問で、今回、小幡委員と金子委員が出した案というのは、今回ここで、これでいくかどうか決を取るという形なんでしょうか。

○委員長

一旦質疑が終わりましたら、またちょっと休憩をとらせていただきます。そしてその後、皆さん方にどうしましょうというお話をお聞きします。質疑が残っているという形でしたら、また継続ということもあり得るかもしれません。

○藤間委員

小幡委員としてこの案を取り下げない方針でございますよね、今のところ。この案は特に取り下げられない。(発言する者あり)分かりました、はい。であれば、少しこの案というのが、無理があるんじゃないかなというところを、ほかの委員の方含めてご説明させていただければと思っております。まず、10月31日にアドバイザーを推薦するという話がございました。先ほどのご答弁で、この時点では本人の同意をとらなくていいみたいなお話があったんじゃないかと思えます。一方で、今度は11月中旬に、そういった方々に関して、委員会で議論をすると。この委員会の場は公開されますので、本人の同意なく、公開の情報として、自分が委員にふさわしいか議論されてしまうというところで、やはり、推薦する方に対しては、こういったお仕事で、こういうことでお願いします。はいと言ってもらふフェーズが必ず必要なんじゃないかと思っております。そういった意味で、私からの提案と言いますか、簡単な提案にはなりませんけれども、1つ目としては、まず、委員会でどんなお仕事を依頼するか、あらあら決めていただく。その上で、そのときには、議会から大体その費用とかの話が出てきておりますので、その時点をもって、2週間ほど探す時間をいただいて、2週間後に締め切って、そのあと選考していくという形で、お仕事と報酬というのをしっかりと、しっかりと言いますか、あらあら話し合った上で、そこから2週間いただいて締切りをさせていただくほうが、合理的なのではないかと思っております。以上でございます。

○委員長

ちょっと委員長のほうでお話しさせていただく分があります。言われるように、選び方とい

うのは非常にセンシティブだと思っていまして、皆さんがいる前で、誰々がいいであったりという部分が、どこまでやれるのかなというのは、運営側としても考えています。そうですね。だって、お名前が出された中で、私は選ばれなかったということがあり得たら、ある意味、その方にとっても失礼でしょうし、もともと選んでほしいとも思ってないのに、名前だけ挙げられて、落とされたと言われたらですね、その方にとっても不本意であると思います。ですので、そこに関しては、十分配慮した形でやらなくてはならないとは思っています、当然のことながら。ただ、最後に決めるときに関しては、当然のことながら、議決が必要になりますので、そのときには、誰々をお願いする、皆さん方、というふうな形でお諮りする形になりますが、その手前に関しては、少し調整が必要なのかなというのは、考えてはおります。その点は、お含みおきください。

#### ○瀬戸委員

これは結局ですね、地方議会に精通した、そういう専門的な知見を持った人ということで、これは私たちが探そうと思ってもなかなか、本当言って、ここにいらっしゃる、一生懸命探す方もおられるかも分からないけど、ほとんどの方がちょっと分からないんじゃないかなと思うんです。結局、事務局任せになって、こういう先生がいらっしゃいます、こういう先生がいらっしゃいますと、本当にこういう議員定数のあり方について、今まで何か、地方自治に詳しいだけじゃなくて、議会に対しての詳しい知見を持ってある方というのは、ほとんど少ないんじゃないかなと、私は思っているんですけど、そういう方を探して、見つけられますか、事務局にちょっとお尋ねですけど。

#### ○議会事務局次長

今、瀬戸委員がおっしゃいました事務局でそういった専門の方を見つけられるかということでございますけど、今日もですね、資料要求された資料にご提示させていただきました中に、これまで他の市議会で、こういった方を専門家として呼びしていますというのがございますけれども、事務局といてもですね、やっぱり事務局が選ぶというのは、正直そこに公平性があるのかとか、恣意性がないのかとか、その辺はですね、私も何とも言いようがございませんので、そういう人を全員挙げられるなら、もちろん公平性があるんでしょうけども、そういうことはできないので、事務局として、この方々というのはちょっと厳しいというふうに思っています。（発言する者あり）

今申し上げたこととほとんど変わりませんが、今日ご提出した資料が基本的には、こういった方がいらっしゃいますということでは言えますけども、それを私どもが、そういったことをされた方を残らず出せるかと言えば、出せないのです、そこに関してはどうしても公平性という部分で担保できませんので、事務局としてこういった方がございますというのは、申し上げられないというふうに考えております。

#### ○奥山委員

今、るるですね、いろいろご質問されて答弁をいただきましたが、今、瀬戸委員も言われましたけれども、今回提案が、皆さんのほうでアドバイザー、専門家をいついつまでに選んでくれと。そこにはアポをとらずに、出すだけ出してくれと。次回、複数人出られた中から、この方この方ということで、みんなで決めていくんだというやり方でよろしいんですよね。私も今ちょっとネットで、地方自治とか大学教授とか専門性とか見みましたがけれども、複数人の名前がかなりあって、この方がどういったことをやってこられたのか、次のページの方はどういうことをやられてきたのかというのは、なかなか難しいです、選ぶとなると。それを瀬戸委員もおっしゃったんだろうというふうに思いますけども。何も実績が、ネット上ぐらいしか、判断できないものをどんどん出してくれと。そこで説明して、この方はネット上ではこうでしたよと、こういう専門知識を持っておりますよというだけですと、なかなかね、私たちが意図するアドバイザーになっていくのか、そうじゃないのか。前回、久留米市のほうに研修に行かせて

いただいたときに、東北大学の河村教授でしたかね、お話いただきましたけども、素晴らしいお話をいただいてですね、こういう方がアドバイザーになられれば、私たちの気持ちと合致していくんじゃないかなと、私は個人的に思いましたけども。そういうことで、何かものがないと、平場で、ゼロベースで出してと言われてもですね、なかなか難しいんじゃないかと。事務局もさっき言われましたけど、過去の各自治体の、こういう資料をですね、幾つかいただきましたが、そういう方を全て提案したら、その中から選んでいけるのかなと。全然やっぱりゼロですからね。私も個人的に知っている方もいらっしゃいませんし、そういう方が各自治体でアドバイザーとして実績があるわけですから、そういう方をやっぱり推したほうがいいんじゃないかと、私は個人的に思いますけども、その辺いかがですかね。そういう形でもいいんですかね。

#### ○小幡委員

確かに個人的に知っているとかね、この人がいいだろうというのは、確かに難しいと思います。今、奥山委員がおっしゃったとおりの選考方法といいますかね、これは、それぞれの思いで推薦されてはと思っておりますので、単純に言いましたら、申し訳ないけど、いい人がおったら出してねという考えで、それが平等であろうと、各28人の委員が、それぞれいれば28人出てくるでしょうし、自分は知らないよだと出てこないでしょうし、とりあえず先に諮る気持ちで、推薦人がおられませんかという提案ですので、選び方はこうしてくださいとか、こういうふうにとりするような決め事はございませんので、奥山委員の感性で選ばれたらよろしいのではないかと考えております。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

今、ちょっと質疑が途切れておりますので、一旦休憩とさせていただきます。そして、ちょっとゆっくり時間を、休憩をとらせていただきます。その間、今の実施案について、会派であっても結構ですし、委員間でも、多少、意見交換していただいて、こうしたらいいんじゃないのという提案がございましたら、また再開後にですね、先ほどの期間に関して、もう少し延ばしていただきたいとか、具体的な提案がありましたら、そういった部分を、再開後にさせていただきますと思います。ちょっと時間ゆっくりとりまして、再開を11時20分といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

アドバイザー設置の実施案について、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。ご意見等はございませんか。

#### ○田中武春委員

アドバイザーの設置についてはですね、もう皆さん賛成多数で決めたことですから、出さなにかんとは思いますが、まずですね、会派代表者会議か何かを事前にもう一遍開いていただいて、多分、個人で出せなくて、会派として意思統一をして人選というのはしていかないといけないので。まず、事前に会派代表者会議を開いていただいて、この点の問題整理も含めて、やっていただいて、その中で、またご提案をしていただくという方向では、どうかなというふうになっておりますけど。

#### ○委員長

今、代表者会議で調整をしてはというご意見がございましたが、そこにお任せするのはいかがなものかと、多少思っている部分があるんです。というのは、無所属議員の方が間違いなく5名おられるんです。その方々に関しては代表者会議に入っておられませんので、ある意味、

ここを休憩した上での懇談会のほうが、まだ妥当かなと思ったりはいたします。皆さん方、いかがでしょうか。

#### ○道祖委員

皆さんの意見を聞いていたらですね、今日この内容を確認して、このとおりのことは無理じゃないかと思えます。と申しますのは、31日までにどなたかを出してくださいと、氏名を出してくださいということですが、先ほどから言っていますように、どういう方が適任かということは、私自身は31日までは出し切れませんので、31日は無理です、正直言って。だからこの提案どおりに、内容は承認しろと言われても、駄目だということですよ。ほかの方も、多々意見は、同じ——、有識者が、どういう方が有識者か、どういう基準か分からないから駄目だという意見が多々あったような気がしますから、繰り返し言いますが、31日までに出して、そして、次回委員会、11月中旬までにアドバイザーを決めるということは駄目なんじゃないかと私は思います。無理があるのではないかと。

#### ○小幡委員

同じ議論になっていますので、提案者のほうから一言言わせていただきたいと思えます。アドバイザーに対しての、今日は提案ですので、先ほど数名の委員から31日では駄目だと、難しいという意見がありましたので、それは延ばしても可ということを申し述べさせてもらっておりますので、当委員会、これぐらいの日にちがほしいということで、決定していくべきと思うんですね。次回委員会までということですので、次回委員会がいつかまだ決まっておりますので、次回委員会もこの委員会で決めていけばいいことだと思っております。今、誤解されては困るんですが、私たちの提案で賛否を採るわけではございませんので、あくまでも議論に当たった提案ですので、全然受け入れますので、日にちはいつまでにと皆さんの総意で決めてください。次回委員会も総意で決めてください。それと、推薦の方法についてはいろいろありましたので、資料を得るなり、自分で調べるなり、この人がいいという方を推薦で出していただきたいと思っております。以上です。

#### ○奥山委員

お伺いというか、こういうふうにしたらどうかという提案も含めてですけども、まずですね、アドバイザーを各党派、個人でもいいですけども、推薦についていいのかどうかを聞いていただく必要があると思うんです。まず、みんなが、私も含めて、皆さんが推薦しますよという意見なのか、いやいや難しいんじゃないのと、先ほどもありましたけども、それで提案者は皆さんで推薦してくれということですから、推薦がいいですかということを、やっぱり聞く必要があると思えます。それについて、いつまでできますかというふうにやっつけていかないと、これひっくるめて、どうですか、可ですか、否ですかというよりもですね、一つ一つやっぱり聞いていかないと難しいんじゃないかなと。31日になっていますけども、選挙後の11月12日以降とか、そういうのもですね、それぞれ思いがあると思えます。そういうふう聞いていかないと、いや出すことをオーケーしてないよということになると、全然誰も出ないということになりますから、そこをですね、いいよと言っても出ない場合もあるかと思えますけど、その辺を確認していただいたほうがいいんじゃないかなと思えます。

#### ○委員長

今、奥山委員のほうから、各委員なり党派なり、そこは重要ではあるんですが、推薦することに対して可否を諮ってはどうかというお話がございました。もしそうではないとするならば、例えば正副委員長が提案するというのもおかしいでしょうし、提案者がというのも、いかがかとは思っておりますので、そういった意味で、提案者のほうとしては、それぞれからご提案されてはいかがかというふうな形での提案だったかと思っております。

念のため、お諮りしたいと思います。期限については置いておきますが、各党派、各委員等から、議会アドバイザーについてご推薦をいただくことに関しては、皆さん方、ご異議はござ

いませんでしょうか。

( 異議なし )

ご異議なしでよろしいですか。では、そうしましたら——、(発言する者あり)推薦できる、できないは抜きにして、皆様方から推薦をいただくことに関して——(発言する者あり)そうです。ご自分たちが出す、出さないは別にして、皆さん方ができる形にする。特定の方々だけが推薦できるのではなくて、皆様方が任意でご推薦できる形をと思っておりますが、賛成の方は挙手ください。(発言する者あり)

○坂平委員

推薦される方の人数が、例えば多くなった場合、今度はそれをどういうふうにして決めるんですか。そこまである程度、話を進めておくと、これでいいかどうかというのは、まだ判断がしづらいんじゃないですか。

○委員長

そこについては、先ほど休憩前に少しお話しさせていただきましたが、現実には3名以内としておりますが、当然のことながら皆様方は28名おられますので、3名以上の提案があることは十分考えられると思っております。ただ、片一方で、提案があったものをオープンにした中で議論することが適切かどうかについては、考えなくてはならないと思っております。その部分は、こうやって記録に残るユーチューブに流れている中での議論ではなくて、懇談会の部分で、こういった形で挙がっておりますが、皆様方がいいかというお話を一定程度した上で、そこで皆さん方の合意が取れてから、最後には公開の委員会というふうな形になるかとは、委員長としては思ったりはしております。そうでないと、誰々さんが推薦した誰々教授に関しては、残念ながらという結果でしたというのが出てしまうと、ある意味、その先生にしてみても、私、手も挙げてもないのに勝手に名前を挙げられて、勝手にというふうな形になりかねませんので、そこに関しては十分配慮した上でやるべきだと思っております。

○瀬戸委員

例えば、今、坂平委員が言われたように、何人か名前が挙がりましたと。提案した会派なり個人なりは、この方はどういう方で、どういうことをやってこられていると、詳しく説明ができないと駄目ですよね、結局。ただ、よそでしてあったから、この人がおるから、この人を挙げますみたいな話で、説明とか要らないんですか、その挙げてきた人たちは。

○委員長

そこに関しては皆様方の協議の中でというふうな形になりますけれども、そこは先ほど言いましたように、公開の正式な委員会の場ではないほうがいいと思っておりますので、そこは調整の部分だとは思いますが、それに関しては、完全に提案される方が最後まで責任を持つと言われたら、きついですが、選ぶほうも、と思えます。そういうところまではしなくてもいいのではないかと、委員長としては個人的には思っております。(発言する者あり)です。皆様方、きついと思えます。

○坂平委員

その議論はね、先ほど藤間委員が質問されておったみたいに、例えば学識経験者の方、アドバイザーの方を呼ぶにしても、費用弁償とかそういうことをね、きちっとやっぱり表示しないことには、名前はアドバイザーの方を、例えばそれぞれが出てくる。出してきて、非公開で人選をしますよね。その方に問合せしたときには、いや私はその日は行けませんとかいうことになってもいけませんのでね、ある程度、日程とか、そういうこともある程度決めて、そしてそれから推進される方が確認をとって、そして出られるのか、出られないのか、そこまで確認をとって、したらいんじゃないですか。

○委員長

多分、日程に関しては、逆に言ったら、今、提案があっているのは、講演をやっていただき

たいというのと、あと報告書を提出していただきたい。プラス、何らかの必要に応じてアドバイスをしてくださいという部分ですよね。逆に言ったら、委員会なりが日程を合わせていく形なのかなとは思っております。そうしないと、誰々さんをお願いして、いついつ空いている方というふうになると、それこそ皆さん方、推薦はできないと思いますので、そこについては後の調整のほうでいいのではないかと。そこに関しては、各委員さんが悩まれなくていいのではないかと思っております。そういった状況の中で、まず、各委員さんなり各会派のほうから、この方ではいかがでしょうかというのを、推薦をいただくことについて、もう一遍、お諮りさせていただいてよろしいですか。

○川上委員

この地方自治法第100条の2に基づくアドバイザーの設置、アドバイザー会議の設置、3人以内ということにしているんだけど、何人か決めなきゃならないだろうと思うんですよね、まず。それから、先ほどから日程というふうに言われるんですけども、3人なら3人、2人なら2人、1人なら1人ということになるけれども、それぞれ独任制があるわけでしょう、アドバイザーは。アドバイザー会議で何か決定して、答申を出すようなことでもないわけでしょう、それぞれの。監査委員と同じで、独任制があつてのことじゃないんですか。だから、その辺をちょっと確認した上で、そして調査内容については、議員に集まっていたら勉強会するという講師活動をお願いするわけではないわけでしょう。そういう3人以内の、それぞれが独任制を持って調査を行い、そして適宜、適切な日時を選び答申をする。その内容はこういった形であるのかということになると思うので、日程調整とかいうのは、何か意味があるんですか。

○委員長

ですので、日程調整に関しては特段考えずに選ばれていいのかなと思っております。先ほどの独任制でやられるかどうかに関しては、ここの委員会で、どうやってお願いするかですので、それについては皆さん方のご意見で、例えば3人選ばれた中で3人で協議をして報告書を出してくださいという形もあるでしょうし、もしくは言われるように、1人ずつ出してくださいという形もあり得ると思えます。これについては皆さん方の議論の中でお決めいただいたらいいのかなと思っております。

○川上委員

地方自治法第100条2で、独任制というのが内在しているわけではないんですか、あれは。事務局でそこまで確認できていますか。

○委員長

確か、どこかの部分で、合議で提出されている案件もございました。個別に提案されている報告書もございました。両方あるようです。

○川上委員

先ほどから報酬のことが出たりしていますけども、費用弁償か、それもあるでしょうけど、まず人数、定数を定める。それから独任制の妥当性について判断するというのを先にやっておかないと、定数も決めないでというわけにはいかないんじゃないかなというふうに思いました。

○委員長

まず、定数につきましては、この前の議決の中で3名以内となっています。ですので、皆様から出てきた中で、例えばそれが3名に満たなかったら、2名しかおられなかった、1名しかおられないという形だったら、1名ないし2名に決まるでしょうし、例えばこれが3名以上おられて、この3名が妥当だよというふうな合意になれば、3名というふうな形になるかと思えます。上限については、言われるように3名以内となっておりますので、上限としては3名になります。（発言する者あり）

3名以内ですので、皆様方が協議の上で、この人数でいこうというふうな形になれば、それだと思います。

○永末委員

質疑ではないんですけど、一つ、先ほどちょっと休憩時間に、うちの会派でも話したんですけど、いろいろ提案の経緯とかを聞いていますと、元々そちらの提案者のほうが、人選まで提案してしまうと、ちょっと公平性に欠けるので、全体から、皆さんから提案してくださいというふうな趣旨で提案されたかと思うんですけど、一方で、それを受けた、こちらのですね、今の議論を聞いていますと、受けた側からすると、それをちょっと言われても、なかなか適任がずっと出てこないというふうな状況だと思いますので、例えば、可能であれば検討していただきたいのは、その人選を、そちらの提案者のほうから、それぞれの立場の方を人選していただいて、定数を維持されたいというふうな専門家の方と、定数を削減するべきじゃないかというふうな提案をされている方を、それぞれ選んでいただいて、選んだ方がどうなのかというふうな選択をするようなことはできないんですかね。

○小幡委員

それは考えておりません。平等性に欠けると思っておりますので。やはり28人から推薦いただきたいと思っております。

○委員長

今のような形ですが、ただ言われるように、提案ができないというかですね、提案されない、お任せするという会派ないし委員さんが出るのも、それはそれで構わないとは思っております。ほかに質疑はございますか。

○田中博文委員

確認をさせていただきますけど、今、議会アドバイザーについていろいろご意見が出ていますけど、私、同志会を含めてと思いますけども、前回、アンケートはいいですけども、アドバイザー、有識者を招いてということは反対の態度を表明していますので、今の進め方でいくと、僕らはどう表現したらいいか分からないというのが現状でございます。あくまでもアンケートはいいけども、有識者、アドバイザーはもういいですというスタンスですので、そういう場合はどういう表明をすればいいんですかね。これは多数決で決まったから、今そういう流れでアドバイザーの設置をいろいろ揉んでいただいていますけども、僕らは全然もう入っていく余地がない。そういうスタンスですけども、委員長がいいですかと諮られても、僕らはどうしようもないというのが現状でございます。全会一致でアドバイザーの設置が決まったわけではないので、その整理をまずしていただけたらいいかなと思いますけど、よろしく取り計らいを、お願いいたします。

○委員長

その整理をと言われますが、アドバイザーの設置については、ご案内がありましたように多数決ではございますが、決定をしております。ですので、それについてはもう設置をするというふうな形で進んでおります。その中で、どういうふうな形で選ぼうかというふうなところを、今、お話させていただいておりますので、設置には反対したんだけど、この決め方はおかしいよねということはもちろんある。そういった議論は当然のことながら出てきても全くおかしくございませんので、そういった部分では、議論にご参加いただけましたらとは思っておりますし、聞く中で、別に私は何も言うことないねというものもあるかもしれません。それは、それぞれでご判断いただけましたらと思います。

○田中博文委員

要らないですよというスタンスですので、この人がいいとか、こういうやり方がいいということ、言うこと自体がおかしくないですか。だから、どういうふうな形的意思表示を僕らはすればいいですかという、どうぞ皆さんでやってくださいという形でいいんですか。

○委員長

それしかないと思います。（発言する者あり）必ず出してくださいというわけではないというふうな形で言われておりますので。（発言する者あり）誰も出てこなかったら設置はできないでしょうね、当然のことながら、と思います。

ほかにございますか。

（ な し ）

そうしましたら、一旦、奥山委員の提案に戻ります。各会派なり各委員さんのほうから、必要に応じ推薦をいただく。必ず推薦をするのではなくて、必要に応じ推薦をいただく形でさせていただきますと思いますが、これに対して——、（発言する者あり）挙手じゃなくて、そういった、皆さん方のほうから必要に応じご推薦いただく形にさせていただきますと思います。これに対して、ご異議ございせんか。

（ 異議なし ）

よろしいですか。そうしましたら、そういった形にさせていただきます。

次は、期間であります。提案については1週間とございましたが、言われたように1週間ではとてもではないけど調べられないというお話がございました。どの程度、皆様方にお時間がございましたらよろしいでしょうか。先ほど藤間委員からは最低2週間とございました。最低2週間ですので、もう少しあったほうがいいのかなど思ったりしております。例えば、このぐらいいただけるとありがたいというのがございましたら、ご発言いただけましたら——（発言する者あり）、いかがですか。（発言する者あり）今年いっぱいですと、それから1年ですよ、当然のことながらですね、となりますので、そういったものを含めましていかがですか。さっき何か別な日程のことも出された方もおられましたけど。

○道祖委員

今の委員長の発言ですけど、それから1年というのは、どういうことですか。

○委員長

今、瀬戸委員が1年と言われましたので、話させてもらいました。（発言する者あり）すいません。撤回させていただきます。申し訳ございません。

そうしましたら、今、2週間という部分が出ておりますが、それでよろしいですか。もう少しというご意見はございませんか。（発言する者あり）田中武春委員、どの程度、いつまでとありましたら、よろしいでしょうか。田中武春委員、よろしいですか。

○藤間委員

委員長にご質問で、2週間というものの起算時点、すなわち今日から2週間とおっしゃっているのか、私が申し上げた仕事内容とか費用弁償とかが決まってから2週間なのか、どこから起算されてという前提でおっしゃっていますでしょうか。ごめんなさい、すいません。

○委員長

ごめんなさい、すいません。仕事内容について、またこの後、整理が必要だと思ってはいたんですけど、委員長としては本日からと考えております。本日からと考えております。仕事内容と報酬の部分がございました。仕事の内容については、この後、詰めさせていただきたらと思っております。報酬については、ほかの部分とかがございしますので、そちらのほうを参考にして決めるしかないと思いますので、その点については、ご了承いただけましたらと思っております。そういう意味で、本日から2週間ないしとは思っております。という状況です。私のほうとしては考えております。

田中武春委員、もう少しと言ったのは、どの程度でしょうか。

○田中武春委員

当然、私も1週間では無理というふうに、この日程では到底無理だと思っております。藤間委員が言われるように、ある程度アドバイザーに対してこういう仕事を、こういうことで、具

体的にもう少し説明してもらわないと、頼むほうも言われたときに分からないし、アポなしで名前を挙げると委員長は言いますけど、やっぱり本人にですね、一応打診はしておかないかんというふうに僕は思うんですよ。僕は思うんですね。お願いするほうですから。ある程度その業務内容なり、報酬は条例とか規則でちゃんとするんでしょうけど、謝礼金も出るんでしょうけど。それから、そのことが具体的に見えてきてから、2週間とか3週間とかいうふうな日にちを切ってもらわないと、厳しいかなというふうに私個人としては思っておりますけども。日程的にはどうなるか分らんけど、具体的に言ったら12月の議会が終わるまでとかもあるかもしれませんし、それも一つの選択かなと思っておりますが。

#### ○委員長

今、田中武春委員のほうからも仕事内容がというお話がございました。ですので、ちょっとそちらの話を少しさせていただいてよろしいですかね。今、提案者のほうとしては、ペーパーにございますように、提案の議会アドバイザーについてという案の中に、所掌事務については講演を実施する。それと、3月末から5月末を目途にアドバイザーの報告書を作成していただく。それと、必要に応じて運営等に関してアドバイスをいただくというふうな3点になっております。皆さん方の中で、こういった部分が追加で必要なんではないかというご意見等がございましたら、それを議論させていただきまして、職務内容というかですね、お願いすることを、おおよその合意ができたらと思っておりますが、皆様方の中で、以上3点以外にございますか。

#### ○藤間委員

おっしゃっていただいているのは、平等という仮面をかぶった非常に不平等なご提案じゃないかと思っております。その背景としてはですね、みんな提案する機会がありますとおっしゃいますと、一方で、仕事も報酬も分からない中でお願いできないとなると、実質的にはなかなか難しい。実質的に難しいのに、みんな平等ですとおっしゃっているというのは、実は平等、平等と言いながらも、結構、不平等なんじゃないかとお話を聞いて思いました。改めて、やはりお願いするに当たって、何を、どういうことを、どのぐらいの期間でお願いするかというのが分からないと、やっぱり難しいと思うし、それが依頼する方に対する礼儀なんじゃないかと思っております。

#### ○瀬戸委員

これ例えばですね、誰か、ネットなり、いろんな資料を見て、今までの議会事務局が出してくれた資料とか見て、この人だったらいいんじゃないかなと思って決めるじゃないですか、誰か。そうした場合に、そちらとのアポイントをとったりとか、全然もう知らない方ですから、それは市のほうから、議会事務局とかが協力してそういう方にアポイントを取ったりするんですか。自分が選んだから、自分でその人に交渉するんですか。

#### ○委員長

その点については、基本、事務局のほうでさせていただく形になるかと思えます。（発言する者あり）

#### ○議会事務局次長

正式な形でご依頼するに当たっては、当然、事務局のほうから手続きを、文書のメールなりさせていただきましても、そこで元々提案された委員さんが、前もって話をされているか、全くされていないかで、全然、相手方の対応等も変わってくると思えますので、仮に全く事前調整なくご依頼する場合は、当然、先ほどありましたように全然聞いてないから、いきなり名前だけを挙げられても困るという回答もあるのではないかなというふうには考えております。前もって打診されていたほうがもちろんスムーズにいくと思えますし、打診されていないければ、全然、相手にしてもらえない可能性もあるかなというふうに思えます。

#### ○道祖委員

すいません、ちょっと分からなくなったので、また、くどい質問になるかも分かりませんけ

ど、今日提案されているのは議会アドバイザーについての案なんですけど、先ほど質問していたときに、設置要綱をきちっとしとかなないと駄目なんだということで、設置要綱は前回出ていますよということで言われていましたよね、委員長のほうで。それで要綱を見まして、これは案のままで決定したのか、してなかったのか、ちょっとまた記憶が定かじゃないんですけど、それで、この議会アドバイザーの所掌事務は、議員定数のあり方について調査研究の上、報告することとなっているんですよ、2条で。所掌事務の中にですね、議会アドバイザーは議員定数に関することについて調査研究の上、報告等を行うものとする。学習会とは書いてないんですけど、講演、学習会を、今日の提案は学習会を実施するというふうに提案されておりますけれど、要綱を中心に考えるなら、要綱案を、案ですけど、要綱を中心として考えるなら、こちらが優先するんじゃないんですか。要綱を提案されておいて、それ以外プラスアルファがついているから、どっちを中心に考えたらいいか分からなくなったんですよ。付け足しがありますからね。だから何か1つまた増えているからですね。それは、こういうことですよということですけど、調査研究の上、報告等を行うものとする。学習会をするという要綱にはなっていない。初めに提案されてないんですよ。それを今度、新たにまた付け加えてきていますけれど、その辺がちょっと、どっちを優先するんですかね。

○金子委員

先ほどは具体的な話がほしいと言われたし、また、この調査研究とは何かというと、やっぱり捉え方がそれぞれ違うと思うんですよ。それで私たちのほうでは、調査研究の1つの具体的な方法として、学習会や講演会というふうに考えたわけです。そしてまた、これは私たちの案でありまして、皆さん方の中でアドバイザーがほしいと思った方がそれぞれいらっしゃるのであれば、アドバイザーからどんなことをしてもらいたいというのがあったときに、付け加えられたらいいかなと思いましたので、今回は、学習会など3つの提案をさせていただいた次第でございます。

○道祖委員

前回ですね、アドバイザーを置きましょうと。そのときに、アドバイザーを置くことについては、多数決で置きますと決まりました。そのときの附帯事項に、飯塚市議会アドバイザー設置要綱案がついているわけです。こういうことをやるんだなと思っていたら、今日また出されているのは、それプラスアルファでこうしましょう、ああしましょうという話になってきているから、所掌事務が増えていっているじゃないかということですよ。だけど、委嘱については第3条、学識経験を有する者3名以内としますということでは言われているんですよ。ここは生きているんだけど、ここはまた増やしてやると。それはあり得ないんじゃないかな、やり方としてね。やっぱり要綱案で出されているなら、これに従ってやっていかないと、そのたびに何か付け加えさせたら、当初賛同した人たちの意思とは、また違ってくるような、条件が違ってくるんじゃないんでしょうか、どうなんでしょう。

○委員長

このまま休憩しましょうかね。すみません、暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 13:01

委員会を再開いたします。先ほどの答弁から始めます。

○金子委員

先ほどのご質問に関してですが、アドバイザーの要綱には、調査研究の上、報告等となっておりますので、その中身として講演会、学習会を考えております。つまり、報告をするとき、講演会の形をとってはどうかという提案でございます。また、そのほか委員の皆さんから、何かこう運営に関してアドバイスをしていただきたいということがあれば、そのことをアドバイザーの方にいただければというふうな提案でございます。

### ○道祖委員

休憩前の時間に言わせていただきましたけど、このアドバイザーを設けるということを決めた際には、この設置要綱案も付随していて、これが生きてくると思いますので、このとおりで運営していくというのを基本に置いてもらわないと、今回みたいにですね、新たに講演会を実施する、それは考え方として提案者がお持ちなのは結構でございますけれど、運営についてはですね、やはり要綱に従って運営をやっていたかかないと、前回賛成した方々もですね、何か委員会を開くたびにこの問題について膨らんできたらですね、それはちょっと自分たちが判断したときの内容と相違してくるのではないかと思うので、提案者にはお願いですが、あくまでも今日の段階においてはですね、どういう形でアドバイザーを選ぶかということで、アドバイザーの業務については、業務については設置要綱の中にありますので、それは省いていただくわけにはいかないですか。

### ○小幡委員

調査研究の上という調査研究の中に、先ほど提案したようなこともやってはどうかですから、それを絶対にしろということではありません。道祖委員がおっしゃったとおり、各委員もアドバイザーに、こういったアドバイスをしていただきたいとか、こういうことをやっていただきたいという提案は、どんどん受けたいと思っておりますので、今おっしゃったとおり、これを外すとか、外さないという審議じゃなくて、どう言いますかね、我々のあくまでも提案ですので、今日、それをする、しないを決めるという気持ちは持っておりませんので、取下げという意味じゃなくて、そういう提案もあったと、ご承知しておいてください。よろしいでしょうか。

### ○道祖委員

今の提案者のご発言ですけど、ご答弁ですけど、委員長、どういう取り計らいをするんですか、今日。この議会アドバイザーについての案を、これを承認しろということで取り計らうんですか。それとも、これを承認するよという、イエスかノーかだけでやるんですか。それとも、私どもの意見を聞きながら、これは先送りしましょうとか、これは省きましょうとかですね、そういうことを決めていくんですか。これを丸のみしろということで採決するんですか。先ほどからアドバイザーをどうやって選ぶかだけについて、いろいろ言われておりましたけど、やっぱり1週間では無理なんじゃないかと。だから2週間なり3週間なり、2週間以上ちょっとほしいなという意見が出ていましたけど、そういうところもですね、そういうところも調整しないで、そのままこの案をイエスと言えということなんでしょうか。そういう取り計らいになるんですか。

### ○委員長

よろしいですか。委員長といたしましては、先ほど提案としては1、2、3、プラスその他委員から具体的な提案ございましたらというふうな形で投げかけが出ておりますが、言われたように、分かれる部分がございますら、その分については、決定については、後で結構だとは思っております。ただ片一方で、アドバイザーの選考については、もう始められたほうがいいと思っておりますので、できますならば、1週間ではなくて2週間という話もあっておりますが、先ほどもう少しというお話もございましたので、いついつまでに、それぞれの委員であるとか会派であるとかですね、そこから必要に応じて推薦を提出いただく部分の期限だけが決められればいいかなと思っております。そしてその中で、次回のときでも結構ですので、この中の1、2、3という提案がっておりますが、その中のどれとどれに関してはきちんとやっていただきます。これについては保留のまま、もう少し調整をしましょうとかいうふうな形でやればいいのかと思っております。もし皆さん方が合意できるのであれば、今日、その仕事の中身まで詰められるほうがいいと思っておりますが、まだ疑義が生じて、そこについてはいかがなものかというのであれば、その部分は先に回しても結構だとは思っております。

#### ○道祖委員

私が言いたいのは、あくまでもアドバイザーを置くというときに、アドバイザーの設置要綱の案は、これは議会で決まったものだというふうに委員長はとらえて、それをいろいろお諮りしておりました。だから、私はこれが優先されるものだと思います。ただ、言っているのは、今回出されている案は、所掌事務については明記されているのに、それにプラスアルファになっていること自体が、やっぱりいかなものかということ指摘しているわけですよ。それは提案者に対して、それは取り下げられるんですかと言ったら、それは取り下げられないというような、先送りと言われたら、よく分かんないですが、はっきりしないんですけど。だから取り計らいはどうするんですかということ、委員長のほうで、議事進行で、どういう諮り方をするんですかということ。提案者に対してそういうことを相談していただいて、指摘されたことについてはご理解いただいて、どこの部分だけは、今日、審議する。全体を審議する。いろいろ提案者の思いはあるでしょうけれど、その辺を調整していただかないと。それが1つずつ提案して、そのたびそのたびに、委員会のたびに、3つあって、3つあるのか分かりませんが、丸の2番目に3つあって、丸の3番目に3つあって、これを1つずつお諮りしていくんですか。その辺が分からないと言っているんですよ。分かります。要綱があるんだから、要綱のとおりやるのが基本であって、要綱以外のことを今回打ち出されたって、それは要綱に定められてないじゃないですかと言っているんですよ。だから、それであるならば、それを下げない新たな提案であるならば、提案は賛否を聞かないといけないし、要綱そのものの中身が変わってくるんじゃないですかと言っているんです。

#### ○委員長

委員長の理解としては、提案者の提案については、多分、ここの上に所掌事務と書いてありますよね。所掌事務については議員定数のあり方について調査研究の上、報告等することとなっているとございますよね。具体的な所掌事務に関しては、この調査研究の上、報告等することのうちの一部として1、2、3というふうな形の提案だと思うんです。ただそれについては、いやこれは入っているのか、入っていないのかについては、もちろん議論が余地があると思いますので、それについては、2番、3番については、そんなに議論について分かれなないとは思いますが、1番について言われるように、調査研究の上、報告等に含まれないのではないかというお話もあるでしょうし、そうするならば、この特別委員会の中で、これは含めると考えるのか、含めないと考えるのか、それについては皆さん方で決めさせていただきましたらと思っております。そういった考えです。

#### ○道祖委員

2番目の丸の3番目、必要に応じて運営等に関してアドバイスをいただくというふうになっていますけど、これはですね、これもないんですよ。議会アドバイザーの所掌事務は、議員定数のあり方について調査研究の上、報告等することとなっているでしょう。そのとおりしか書いてないんですよ、第2条で、所掌事務は、要綱に。であるのに、何でアドバイザーからですね、運営に対してアドバイスをいただく必要が出てくるんですか。この辺がよく分からない。アドバイザーの目的は、議員定数のあり方について調査研究の上、報告をする。意見を聞くとか、そういうことは書かれてないんですよ。それは付け加えになっているから、これは要綱から逸脱しているのではないかということ、私は言っているだけであって、分かります。その辺、整理してください。

#### ○小幡委員

所掌事項の3番にだけちょっとお答えしておきます。必要に応じて運営等に関するアドバイスをいただく中にですね、今度アンケートも出てきますよね。アンケートのとり方とかですね、アンケートの中身なんかもこのアドバイザーに具体的に相談をしようかというような思いから、この3番を明記させてもらいました。（発言する者あり）

○委員長

委員長として考えたのは、実際にこの前みたいに、法の解釈でお尋ねしたいこととかが出てきたりするとしますよね。そういったときにお尋ねする、アドバイスをいただくには、この部分は使えるのかなと思った部分はございます。

○道祖委員

委員長の答弁でありますけれど、それはですね、その他、この要綱に定めるもののほか必要な事項は議長が別に定めるというふうになっているんですよ。この辺で、必要な事項を議長が定めるときに、ここの委員にお諮りするなりですね、その前に事務局と十分検討してですね、行っていくことも可能ではないんですか。法的なことはということであるならば、それは委員長として委員会を運営していく上で、アドバイスをもらうことについては、やぶさかじゃないですよと言っているんですよ。それは、ここにこういうふうに書いている必要な事項は——、だから、それは委員長の議事整理権なり、議事進行のときのアドバイスをもらうなり、そういうことは構いませんけれど、必ずしも、それをここに明記する必要はない。今日提案されている内容において、書いておく必要はないんじゃないかなと思うんですけどね。

○委員長

皆さん方の中でも、こんなところはどうなんだろうとお聞きしたいことが出てくることはあるんだと思います。そういったときにとっておりますけど。

○道祖委員

だから言っているじゃないですか、私、何度も。議会アドバイザーは議員定数に関することについて調査研究の上、報告等を行うものとするというふうになっているから、ここに従うべきだと言っているんです。議員が分からないから、アドバイザーに直接電話かけてですね、これ分かりませんから教えてくださいとかいう話ですか。そうじゃないでしょう。

○委員長

それは違います。もちろん当然のことながら、こうやって疑義が生じているんだけどという中で、特別委員会の議論の中でもやっぱり解決しないのでお聞きしましょうか、アドバイザーにお聞きしましょうかというふうな整理になるとは思います、もちろん。

○道祖委員

それで結構ですけど、27人の議員がいます。物の考え方はいろいろあると思います。極端に言った場合、今のままでいい、増やしたほうがいい、減らしたほうがいい、その数字は、私の提案は28から24に提案していますから、その結論はいただきたいんですけど、ただアドバイザーを3人選んだときに、いろいろな方をお願いします。アドバイザーの方は、いろいろな考え方を持って、こうあるべきだと三人三様の考えを示されて、そのときに統一見解を求めるといふふうにはなってないんですよ、要綱では。そのときに、先ほど川上委員も同じようなことを質問されていたんじゃないかと思えますけど、あくまでも、これから見ると、そういう考え方もあるんだなど、有識者には。そういう考えはいただきますけれど、三人三様違うんだということはあるわけでしょう。そのときに、あくまでも自分で判断しなくてはいけないんであって、今の委員長の、疑義が生じたらお尋ねするというのは、ちょっと違うんじゃないですかね。

○委員長

今言った疑義が生じたら部分は、例えば法の解釈であるとか、そういった部分だと思っています。言われたように、いろんな学識経験者、いろんな方がおられますので、いろんな意見がありますので、合議でやるのか、それとも独任であるのか、それについては先ほど川上委員から問題提起がございました。それについては、提案者もアドバイザーの報告書を作成していただくというふうな形で書いてございますが、これを合議でやってください、3人で意見をまとめて提出してくださいとも書いておりませんし、それぞれでというのも書いておりません。

そこに関しては、この特別委員会で、どちらでやっていただく、3人でまとめて提出いただくのか、それとも3人がそれぞれご自分で飯塚市の状況を考えた中で、私だったらこうやるというふうな形の、それぞれの報告を出していただくのか、それをどちらでやるのかを決めるのは、この特別委員会が決めればよいと思っております。

○道祖委員

僕は、そのアドバイザー設置要綱から見ると、あくまでも3人以内として委嘱し、そしてアドバイザーは調査研究の上、報告等を行うものとするですから、三人三様の考え方があってよろしいんじゃないかと思っておりますけど、私はね。どうするのがいいかというのは、それは皆さんに諮ってないからですね、あれですけど、そういうふうに委員長が思いであるということと言われるなら、私は、この要綱から見る限りにおいて、読み解くところにおいては、三人三様の意見があつてしかるべきだと。そして、それをあとは個々の議員が決めるべきものだと思っておりますので、そういうやり方がよろしいんじゃないかと思っておりますけど。

○委員長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

○藤間委員

ご提案に近いところではあるんですけど、改めて永末委員が先ほどお出ししたアイデアというのが、かなり現実的で理想的なんじゃないかと思って、2点理由を述べさせていただきます。1点目としましては、今回の議員定数に関する問題は、答えがない問題でございますので、賛成派の有識者、反対派の有識者、そして市民の声を聴いて、議員が責任を持って判断するということで、理想的な議会のあり方なんじゃないかと。2つ目としては、削減派と、あるいは現状維持、増やしたほうがいいという意見を持っている学識者、有識者の意見を聞くということに対して、これは私の想像であります、比較的皆さんが受入れられやすいんじゃないかということで、改めて永末委員がおっしゃったアドバイザーに削減派と増やす、あるいは現状維持、そういった方をご選任いただいて、その意見を聞くというのは、現実的なんじゃないかなと改めて思っております。

○小幡委員

同意見です。それが1番平等だと思っております。その考えの下に、できましたら皆さん推薦をお願いしたいという考えでおります。

○委員長

ほか質疑、ご意見はございませんか。

( な し )

よろしいですか。そうしましたら、先ほど2週間よりもう少しというご意見がございました。その中で、それぞれご検討いただいて、ご提案をいただきたいんですが、期間については、2週間よりもう少しという田中武春委員のお話がございましたが、(発言する者あり)

○瀬戸委員

藤間委員が、永末委員の先ほどの意見を取り上げて言われましたけど、例えば賛成する学識経験者とか、反対のほう、いわゆるアドバイザーですね、それを見つけて賛成なのか、反対なのか、こちらから資料も何もやってなくてですよ、それぞれそこにもしその資料を全て与えて、私は賛成、私はちょっと反対という方を、学識経験を分けて、アドバイザーを分けて、そういうふうに、そういうのを1人ずつ入れるとかいうことになれば、相当な期間が、それでもかかるんじゃないですか。実質的にそういうことができるのかなと思っておりますけど、どうでしょう。簡単に賛成、反対で、私は賛成、反対とかは決められないはずですけど。(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:22

再開 13:50

委員会を再開いたします。

正副委員長並びに提案者のほうで調整をさせていただきました。その結果として、①、②、③とあった分に関しては取下げとさせていただきます。その中で、設置要綱の第2条に所掌事務がございます。議会アドバイザーは、議員定数に関することについて調査研究の上、報告等を行うものとする。この部分だけを、しっかりやっていただく方々を選んでいただきたいというふうな形でございます。

それで、期間については、お話があったように、2週間以上というふうな形ですので、2週間以上でと思っているのですが、皆様方として、このぐらいの期間をいただきたいというのがございましたら、そちらのほうで決めていただいて結構ですというのが、正副委員長並びに提案者との調整の結果でございます。（発言する者あり）

今、田中英美委員のほうから、3週間でいかがでしょうかというお話があつてございます。（発言する者あり）再開しております。（発言する者あり）田中英美委員、もう一度よろしいですか。

○田中英美委員

アドバイザーを選ぶというのは、やはり慎重に選ぶ必要があると思いますので、日にちが短いということもありますので3週間程度、根拠は何もありません。2週間が悪いとか3週間だったらいいという根拠はありませんけど、自分の思いとしては3週間程度と思っています。

○委員長

今、田中英美委員のほうから、3週間ではいかがでしょうかという提案があつております。ほかにご意見はございますでしょうか。

（ な し ）

よろしいですか。それでは、3週間後までに、各会派、各委員等で推薦がございましたら提出ください。それでよろしいですか。

（ 異議なし ）

それでは、そういった形でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、アンケートを行うことについて、補足説明をお願いいたします。提案委員、どうぞ前のほうでお願いいたします。

○道祖委員

アンケートを実施するというところでございます。決めていただきまして、ありがとうございました。それで、お手元のほうにアンケートに関する資料を提出させていただいておりますけれど、アンケート調査の実施案についてですけれども、対象者については、市内在住の18歳以上の方から3千名を無作為に抽出する。参考は、そこに書いておりますので、飯塚市の人口、有権者数。それと提案するアンケートの内容は、市民の方からいただきました陳情13号にありました、生駒市の議員定数に関するアンケート調査の協力をお願いについてを参考にさせていただいております。

そこで、議員定数に関するアンケート調査へのご協力をお願い（案）というものが出ておるとは思いますけれど、読んだほうがいいですかね。

日頃から飯塚市議会の議会運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。本市議会では、令和5年6月議会において、全議員を委員とした「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」が設置され、議員定数のあり方について調査が行われています。調査に当たり、広く市民の皆さまのご意見をお聴きするため、アンケート調査を実施させていただくこととなりました。調査の対象につきましては、飯塚市にお住まいの18歳以上の方から、無作為に3千名を選ばせていただき、アンケートへのご協力をお願いしております。なお、アンケートは無

記名とし、調査目的以外には使用せず、回答者の方々にご迷惑をおかけすることは一切ございませんので、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。令和5年何月、飯塚市議会議長 江口 徹。

括弧の中におきましては、ご回答にあたっての注意事項について、ご回答は、封筒の宛名のご本人にご記入をお願いいたします。ご記入いただいたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らず、令和何年、何月、何日までにご投函ください。このアンケートのお問い合わせは、下記までお願いいたします。飯塚市議会事務局。アンケートが裏面にありますので、ご回答よろしくをお願いいたします。

裏面のほうにアンケートとして、飯塚市議会の議員定数に関するアンケート。以下の質問に対し、該当する番号1つに○印（質問3を除く）又は意見等を記載してください。質問1：あなたの性別を教えてください。1. 男性、2. 女性、3. その他。質問2：あなたの年齢を教えてください。1. 10代、2. 20代、3. 30代、4. 40代、5. 50代、6. 60代、7. 70代、8. 80代、9. 90代、10. 100歳以上。質問3：飯塚市議会の活動について、どこから情報を得たことがありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。1. 飯塚市議会だより（議会報）、2. 市議会ホームページ、3. 議員からの発信、4. インターネット中継、5. 市議会の情報を得たことはない。質問4：飯塚市議会の活動（市民意見を把握し市政に反映すること、行財政が適正に運営されているか監視すること、政策を立案すること）に満足されていますか。1. 満足、2. やや満足、3. 不満、4. やや不満、5. わからない。質問5：上記の選択肢を選んだ理由をご記入ください。質問6：飯塚市議会の議員定数（現在28人）についてどう思われますか。1. 増やした方がよい、2. 現状維持、3. 減らした方がよい、4. わからない。質問7：上記の選択肢を選んだ理由をご記入ください。アンケートへのご協力ありがとうございました。以上が、アンケート調査の内容であります。

付随しまして、議員定数に関するアンケートの参考資料、これも今日まで議会で審議が行われました経過を1面につけさせていただいております。2面には、総合計画から抜粋しております。それと、下のほうには、飯塚市一般会計における義務的経費と投資的経費の推移について記載しております。それと将来の人口見通しを、3ページにつけさせていただいております。そして、これまでに出されております資料をつけておりますけど、県下における市議会議員1人当たりの人口（政令市を除く人口8万人以上）の資料、それと、人口10万人以上13万人未満の類似団体の議員定数、行政面積の比較表をつけさせていただいております。以上でアンケートに関する内容の提案とさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長

提出者への質疑がありましたら、お受けいたします。質疑はありませんか。

○田中英美委員

無作為というのは非常に分かるわけですが、飯塚市の場合は合併前の市町が5地区ありますので、地区ごとにアンケートを決めたらどうかと。地区によって必要があるないというのが出てくるんじゃないかならうかと思っておりますので、そこはどうかと思っています。（発言する者あり）

○委員長

答弁は必要ですか。いかがですか。答弁は要ります。（発言する者あり）

ほかに質疑はございますか。

○川上委員

陳情第13号について先ほど言及がありました。この間の委員会でのやり取りの中でも、道祖委員がアンケートを提案されておって、私はアンケートだけかというようなやり取りをしておったことがありますけど。それで、陳情第13号の考え方について、手だてについてですね、反映するということがあったと思うんですけれども、今回の提案には、この陳情13号、どの

ように反映されているのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○道祖委員

せんだっての決定はあくまでもアンケートの内容でありましたので、アンケートをとるに至る、こういうことをしたらいいかというような陳情はありましたけれど、陳情者が添付しておりました生駒市のアンケート調査を資料とさせていただきます。その中で提案事項は5つあったんですけど、アンケートをとる際に、生駒市のやつを参考にしながらですね、飯塚市は、お聞きしていたら総合計画等をつくる时候にご意見は大体3千人ぐらい、3千人を基本というか、人口規模からいけば3千人を基本にアンケートをとっているということでありましたので、そういう形にさせていただきます。だから、どういうふうに加味されたのかということについて、参考資料をつけておりますので、その部分は一部は入っておる部分と、全てが全て要望どおりにはなっていないということは言えます。

#### ○川上委員

陳情13号の考え方、内容については、生駒市のアンケートを採用したという点で反映しておるということですね。陳情13号はお手元に皆さんあるわけですけども、提案事項の1が、飯塚市の市報等で議員定数に関する情報をできるだけ分かりやすく市民に発信するということが、3点ありますね。1つは議員定数削減、議員28人から24人から28人から24人案の経緯を分かりやすくということ、これについてはもっと書き込もうと思えば書き込めると思いますが、参考資料がつくられております。問題は2点目なんですけれども、議員定数削減案に対する賛成理由及び反対理由を分かりやすくと書いてあるわけですけども、これについては見たところ、記載が見られないわけですね。これは反映しておらないのではないかと。それから3点目はですね、類似団体の議員定数推移等を分かりやすく、これは分かりやすいのかどうかというのはあると思いますけれども、これはあります。この点で、まず申し述べておきたいことは、本市が2006年、平成18年に、1市4町において合併をしてスタートした自治体という点についての認識をきちんとしておく必要があるのではないかと。とりわけ陳情1の第1点目の、議員定数の経緯を分かりやすくという点では、こうしたことも、書きぶりもあるかと思いますが、飯塚市民は本市議会がスタートして最初の年に、巨大議会解散のリコール運動をして、それが成立し、住民投票を行いという経過があったわけですね。そのことについてもですね、記載するのは大事ではないかなというふうにも思うわけです。それから、別途というか、流れの中での資料としてですね、憲法第8章による地方自治、その中の地方議会についての記載と、それから地方自治法第96条による地方議会の権限について、これだけの仕事があるんですということを、法律の言葉で市民に、根拠となる資料として提供する必要があるのではないかとというふうにも思います。最低限これだけのことは必要ではないかなと思います。これについてお考えを、まず伺いたいと思います。

#### ○道祖委員

まず、合併後の人口と議員定数の今日までの動きを書き加えるべきではないかというご提案ですよね、1つ目は。ですよね、質問者。そういうことよね。それは結構じゃないかと思いません。私が至らないので、付け加えることについては、皆様が合意していただければ、それは付け加えてもよろしいのではないかと、私自身は思います。私が省いている部分でありますから、ぜひご意見は参考にさせていただきたいと思います。それと、第96条ともう1つでしたね、議会の権限、それについても法律で定められておりますので、地方自治法の法律の内容を明記することについてはやぶさかではありません。これも、ご提案者が言われていることを皆さんがご理解して、付け加えるべきだということであれば付け加えても結構だと思っております。

#### ○川上委員

この陳情の提案事項の1から5というのは、かなり陳情者が研究されてですね、憲法第16条の請願権の行使だということまで書かれて、非常に真剣にね、誠実につくられていると

思うんですけども、1から5のうち、1番でまず議会は市民に適切な情報を分かりやすく市民に発信するというのを要求しているんですね。こういったアンケートが同時でよいかという問題が1つはあろうかと思えます。しかしながら、そういったこともね、同時に送るということはあり得るかなと思ったりするわけですけども。スケジュール的な、あるいは実施方法についてですね、2と3と4の提案があるわけですね。これは直接アンケートの内容に関わらないということかもしれませんけれども、これはかなり研究されてですね、順序を追っているんですね。1で情報を発信する。そして2で市内12か所の交流センターで、議員と市民との意見交換会を開催してはどうかと、細かく提案が下にあるんですけど。この2をやった上で、3として、今度は大会場のコスモスコモンで学識経験者及び代表議員、これが少し実は私も分かりにくいところがあるんですけども、市民参加で討論会を開催するという事になっています。もしかしたら、この学識経験者と先ほどから議論している議会アドバイザーという方々が重なることがあるのかなのか、これは委員会が判断していくことかもしれませんけども。3として、大会場でのをそれを行うというのは大事じゃないかと。そして、4点目として、本調査特別委員会に、市民、陳情者等に発言の機会を与え、意見を聴く場を設けると。削減議案に賛成、反対、現状と、現状は反対になるのか、そういう立場の方々を招いてですね、意見を聴いてもらいたいというようなことがあっているんですよ。そして、この文面から言えばですね、その上でというふうには書いていないけれども、アンケートと。十分に発信と公聴を行って、アンケートというような流れになっていて、非常にせんだってから発言しておりますが、結論的な立場は真逆なんですけれども、私は現状維持か増やすほうですので、真逆なんですけど、民主主義的手法をとるという点で言えばね、ものすごく大事にしないといけないと思うんです。

そこで、質問してくださいということなんでしょうけど、この2と3と4をですね、速やかに日程を設定してね、委員会として、それとかみ合うようなスケジュールでアンケートを実施すべきではないかというふうに思うんですけど、そのことについてはどう考えるのでしょうか。

○道祖委員

おっしゃるとおり私も2、3、4の項目については、大切なことだと思っております。けれど、期限が一応6月議会ですから、ここに書いていますように6月議会の末までということに陳情書もなっていますので、アンケートを同時並行にやっていくということでやらないと間に合わないんじゃないかなと、私自身は思います。ですから、アンケートをとっている間、例えば、アンケートの内容を発送して、回収して、それがどれぐらいの日時を要するか、これは私のほうからですね、いつからいつまでにアンケートを出して、回収はいつまでということは、ここで皆さんに相談させていただきたい。そして、その回収までの間にできるならば、この2、3、4が取り組めるならば取り組むべきだと思います。しかも、これは取り組むべきだと思いますけれども、この委員会のほうで、それをするしないを、きちっと提案されて、誰かがきちっと提案されて、提案されたことについて承認をいただいて取り組むという手続を行って、やっていければいいんじゃないかなというふうに思っております。答弁になっておりますかね。いいですか。

○川上委員

アンケートの提案者に対する質問の時間なので、発言しにくいところもあるんですけど、この際ですので、2と3と4を道祖委員が、あえて今回提案しないと、するに至らなかったということであればですね、委員長が職権で、この提案をしてもらおうということができないかと思うんですけども、アンケートの提案者としては、そのことについてはどうでしょうか。

○道祖委員

再度、同じ答弁になるかと思いますが、どなたかが発議し、そして委員長が、発議した内容について取り計らいを、皆さんに賛否をお尋ねするという手続をすれば、それは可能ではあると思っております。

#### ○川上委員

もし何らかの理由で、委員長において、そういうイニシアチブがとられないのであれば、共産党のほうで提案したいとも思っています。

それから最後ですけれど、5点目ですね、18歳以上の市民より無作為に5千名程度と書いてありますけれども、実はこれは18歳以上に限るかということもありますけれども、もっと大規模にね、有権者全員に対して紙を送る、ネットでアンケートをとるといようなことを含めてね、できるのではないかというふうに思うんですけど、この3千名というのは、郵送方式によることだけを念頭に置いておられますか。

#### ○道祖委員

基本的には郵送で、提案したように回答を書いていただいて、封筒で回収するというふうに考えております。もうちょっと大規模にしたほうがいいのではないかということですよ。私もですね、アンケートというのはできるだけ母数が大きいほうがいいのではないかなというふうに思ったんですけど、総合計画等を作成するときに、アンケートをとるのなら、同じように多くの人にアンケートを、ご意見を聴いたほうがいいんじゃないかということ、以前、行政に言ったことがあるんですけど、その際にやっぱり、飯塚市規模であるならば、統計学的だと思いますけれど、母数が3千人あればですね、10万人規模ぐらいの都市の意見は反映できるというふうに聞いております。それはですね、国立教育政策研究所のホームページにそういうふうな内容がですね、標準サイズの早見表が出ておまして、それから3千という数をとってきたわけですけど、それは皆さんの意見で、時間と費用の兼ね合いもありますけれど、それを母数は12万5千人の都市ですから、有権者が10万人の都市でありますけれど、それで3千で足りないと言うならば、もう皆さんのご意見で、それは増やすことは、皆さんのご意見でアンケートはとるんですから、やぶさかではありません。ただ、最低限3千は必要だというふうに聞いておりますので、3千というのを最低数で提案させていただいております。これは、それ以上とると、当然、手間と金額が発生しますので、その辺もある程度、費用対効果を考えると、ここで提案させていただいておるんで。皆さんのご意見でアンケートの数は構わないというふうには思っております。

#### ○川上委員

恐らくこのアンケートはですね、統計学上の何か調査をして成果を得るというよりは、市民との、何と言うかな、意思疎通というか、キャッチボールと、一人一人の有権者との関係というのが目的としては大事ではないかと思われるわけですね。安芸高田市で統計学論争みたいなことがあっていましたけど、それをどう評価するか別ですけど、我々がやろうとしているのは統計学論争ではなくて、今言ったような趣旨なので、3千人を対象にした場合の費用がかかるんですけど、30倍ぐらいすればですね、ほぼほぼ全有権者規模になるかなという気もするし、書いてありますようにSNS、ネットを活用すればですね、かなりいけるのではないかと。

ちなみに、先ほど1市4町合併との関係も指摘されたんだろうと思いますけども、新しい飯塚市役所をどこに建てますかと、白紙から考えますと。合併協定項目A項目では、今頃は穂波に建てていたはずなんだけど、ここに建っているわけですけど、これは市民アンケートを白紙からとったわけですね。そうすると、当然、旧飯塚のほうが人口が圧倒的に多いわけですから、そのまま集めて集約すれば、飯塚がいいですよということになりますよね。そういうようなことが、今回の場合、そういう地域性の問題を考慮すれば、先ほど言ったように、大規模にSNSも使ったやり方をやらないと、相当に地域的な偏りが出てくる可能性はあるかなというふうに思います。何か見解がありますか。

#### ○道祖委員

だからですね、全世帯、全人口にアンケートをとるといのは、私は一切反対してないんですよ。ここで皆さんが決めるならば、そちらのほう、市民の意見は十分に酌み取れる。その

ご意見には賛成です。ただ、方法論についてはですね、私、ちょっと疎いところもあります。郵送ということをおっしゃるけど、アナログですが、確実にやって折り返していただけるというふうに理解しているんですよね。SNSとかいうと機材等の操作等がありますから、追いかけることができるのか、できないのかというような問題も生じますからね。だからやはり、郵送のほうが確実にないかなというふうに個人的には思っております。だから単純に言えば、市民の何ですか、生活補助の券とかあいうやつは、大体郵送で送っているいろいろなやられているみたいですから、そちらが確実にだろうと思っておるんですけど、そういう見解です。ただ、3千から幾らに増やすかについてはですね、これは皆さんで決めていただかないと。それと、おっしゃったように、1市4町が合併して、1つの地域として考えるのか、あくまでもまだ旧態依然の1市4町という区分で考えていくか、それはそれで考え方があって、それは皆さんが決めていただけたら結構です。そこにいる人口に対して、全部に出せば全部に行き届くわけですけど、12万5千の皆さんに全部行く、もしくは18歳以上、有権者でいけば10万ちょっとでしょうけど、それに全部に届けるとしたときに、その地区に何名いらっしゃって、それに対して何割を出すということまで、きちっと決めていったほうがよろしいんじゃないかと思えます。全員に出すのか、何割に出すのか、その人口に対してですね。それに対して、よく私が分かんないのは、有権者10万人に対して出すとしたときに、3千人に対する、コストは別にしてですね、時間的に、集約し点検するのが、どれぐらいかかるかちょっと私が理解できないから、その辺をちょっと心配するところですけど、皆さんがそれでもやろうと決めるなら、来年の6月までに実施したらよろしいんじゃないかと思っておりますけどね。できるだけ早い段階で取り組んで、できるだけ早くアンケートをとっていく。だから、川上委員が提案されている内容でいくならば、早く取り組むべきだというふうに思っております。よろしいですか。

○川上委員

このアンケートが郵送で各ご家庭に、あるいは個人に届いたとします。同時並行的に、例えば、地域の交流センターで提案されているようなことがあります。コスモスコモンでも3月にありますというような流れがあればですね、アンケートが来たから、すぐ書いて、すぐ出さなくてはというよりは、一度、交流センターのその場に行って、あの議員さん、この議員さんの話を聞いて、それから書こうとかいうこともあろうかと思うんですよ。

それから、地域性の問題と同時に、若い世代の皆さんに確実に届くという点でいえば、郵送のほうが確実に届くのか、一般的なネットのほうで、ホームページか何かでしたほうが確実性があるのか、それはもしかしたらSNSのほうが、インターネットのほうが確実性があるかもしれない。これは道祖さんに言ってもしょうがないけど、しょうがないという言い方は悪かった。この議論の中で言うのは仕方がないという意味ですけど。そういったことを申し述べて、質問を終わります。

○吉松委員

先ほど田中英美委員が言われましたことに関連してですけども、やはり1市4町が合併したという経緯があります。そこで、アンケートの内容の質問1はですね、性別を教えてください。それから2はですね、あなたの年齢を教えてくださいというふうに区分をしております。こういうふうに5地区、区分を入れて、アンケートをとっていただきたいと私も思います。それで、例えばですね、男性の方が議員の数をどうだこうだと。それから女性の方の意見が、4つの項目がありましたけれども、どれかという比率は出せると思うんですよね。そういう区分の仕方、旧1市4町の地区割りのアンケートの間に入れていただきたいと、私も要望いたしますが、いかがでしょうか。

○道祖委員

私、要望に答える立場じゃありませんけどね。それは皆さんのご意見であって、それを入れてアンケートをとろうというふうな合意ができれば、それで結構じゃないですか。

○藤間委員

田中委員、吉松委員の意見に賛成でして、平均は何も表せないという言葉があるとおり、いろんな地域でいろんな思いがあると。やり方として、今、吉松委員がおっしゃっていただいたアンケートに1個加えるというのもあると思います。質問項目を増やさない方法としては、宛先で分かれてくると思いますので、この地域に発送する紙には、右下のほうに地区を入れるとか、1と書くとか、質問を増やさずに宛先で、どこに発送したかこちら側でデータを持っていくという方法か、質問を増やすという方法か、どちらにしろ、手間なく、どの地域でどれだけの人が議員の定数に関しての意見を持っているかというのが出せると思うので、結構、現実的かつ有意義な情報が手に入るんじゃないかなという意見を出しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

すみません。道祖委員に質問なのか分からない。ちょっと、もともとアンケートに関しては、藤間委員と瀬戸委員からも出ていたと思うんですけども、どうして、道祖委員だけで、後から説明されるんですかね。なぜ1人だけなのか、教えてください。

○道祖委員

3人がアンケートを、瀬戸議員も確か出されたと思いますけど、そのときにですね、見ていたら質疑はされてないんですよ。私だけに質疑があったんです。分かりますか。平等に質疑をしていただければ、3人でいろいろ考えることもあったかと、いろいろ調整することはあったかと思えますけど、すみません、私だけに質疑があったから、私は生駒市のやつを参考にして出させていただいたということです。そういうふうに私は答弁させていただきます。

○藤間委員

私からもお答えしておきます。まず議会事務局から電話がかかってくるまで、アンケートについては3人が出している中で、道祖委員が代表してつくっていただいてよろしいかというお話があって、イエスと答えました。背景としましては、3人が別々につくって、3つの案が出て場が混乱するかなと思ひまして、そこはもう道祖委員にお任せさせていただいたという形でございます。

○瀬戸委員

今、藤間委員が言われたように、私も確か委員長、副委員長から、同じアンケートだから1本にまとめてよろしいですかというご相談があったかと覚えております。それで、今こういう形になっているかと思ひます。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

私もアンケートは大賛成なんですけど、先ほどから地域が、1市4町ですか、合併したので、地域性がいろいろあると思うんですけどね。無差別に3千人とか、4千人がいいのか、私は5千人ぐらいがいいかなと思うんですけど、これは要望じゃないんですけど、要望事項みたいな話なんですけど。地域があるので、一番当初、穂波地区は5人の議員がおったとか、筑穂地区は2人やったとかいうように地区割りがありましたよね、最初。ああいうふうに、トータル5千やけど、人口比で穂波のほうが12万人のうちの4万人おれば、5千人の何割分で穂波地区に出すと、筑穂地域に出す、潁田地域に出す、人口割りでそれを分けて出すというふうな要望をしたいなというのと、予算関係がですね、ここに総額予算が、市の予算があるんですけど、これの他市との比較、総額予算、一般会計予算、同じような市が、人口密度とか面積とか比較があるんですけど、それも全国的な、同じような市の比較の表も入れてほしいなというふうに思ひます。この2つは要望をお願いします。（発言する者あり）

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

深町委員と関連します。無作為に3千人にアンケートでしょう。今、旧1市4町でどういう配分で3千人を考えておられるか、教えてください。

○道祖委員

飯塚市全体で、提案しているのは無作為に3千人です。だけど、川上委員等は、母数が少ないんじゃないかということであるならば、これは人口全体にするのか、有権者全体にするか、それは皆さんの中でこうあるべきだと、今、深町委員がおっしゃった内容、その地区の人口に対して何割と、そして何万と、何千というふうに決めていけばよろしいんじゃないですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

一旦質疑が終了しておるようですので、これからまた20分程度、休憩を取らせていただきまして、その間に委員及び各党派等において、ただいまの実施案についてご協議いただきたいと思います。再開後、実施案に対してご意見等があればお伺いし、委員会としての取扱いを協議させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:34

再 開 14:55

委員会を再開いたします。

アンケートの実施案について、ご意見等があればお伺いいたします。ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

( な し )

よろしいですか。そうしましたら、先ほど出た意見等についてお諮りしたいと思います。

まず、調査票の件数についてなんですが、道祖委員のほうからは一旦3千件というお話がございましたが、もう少し増やしてはというご意見等がございました。そしてまた、全員という話もございましたが、これについては、一旦保留とさせていただければと思いますが、よろしいですかね。

( 異議なし )

次に、調査票についてなんですが、先ほど吉松委員、そして深町委員のほうから、田中委員もそうですが、旧市町の地区割りの追加というふうなご意見があったと思います。こちらについては、その方向でという――、それ以外のご意見ございますか。

( な し )

そうしましたら、こちらについては、地区割りの追加の方向でというふうなご理解でよろしいですかね。

○川上委員

それを必ずしも要求しなくて、よろしければ、ぐらいでね、ニュアンスを残しておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますね。(発言する者あり)

○委員長

今、川上委員から発言がございましたが、ほかにご意見等ございますか、この件につきまして。

( な し )

次に、資料についてなんですが、憲法、地方自治法の追記並びに類似団体の予算規模の追記といったご発言がございました。それ以外に何かご意見等はございますか。

( な し )

よろしいですか。そうしましたら、今言った点等を加えまして、正副委員長並びに事務局と提案者のほうと協議して、こういった形ではどうかというものをつくらせていただければと思いますが、提案者、そういった形でよろしいですか。(発言する者あり)

皆さん方、そういった形でよろしいですか。今日、皆様方のお手元にアンケートの実施案等が出てきて、まだ十分に見られてない方もおられるかと思えます。まだ、それこそ議会アドバイザーの部分も、3週間後までに、人選について提案ありましたら提出いただきたいというふうな形になっておりますし、こちらのほうについても、皆様方の中で帰ってしっかり読み直す中で気づいた点、もし、この部分、本当は必要ではないかとかいう点等が出てきましたら、ぜひ早めに正副委員長、事務局のほうにお伝えいただけましたらと思っております。(発言する者あり)それについては期限を、先ほどのアドバイザー同様、3週間後までにとさせていただきますと思いますが、よろしいですか。もし案等がございましたら、指摘事項等がございましたら、それまでにお寄せください。

そうしましたら、アンケートの実施案については、そのように取り計らいさせていただきますよろしいですか。

( 異議なし )

では、そのように取り計らいすることといたします。

議員定数のあり方につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめまして、議員提出議案につきましては、毎回、継続審査を諮る必要がございますので、お諮りいたします。

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、慎重に審議をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。